

喜多方市再犯防止推進計画 (案)

令和6年 月

喜多方市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景（国・県の動向）	1
2 計画策定の目的	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画期間	2
5 計画の対象者	2

第2章 犯罪や再犯防止、更生保護を取り巻く状況

1 刑法犯認知件数・検挙人数・検挙率の状況	3
2 刑法犯検挙人員中の再犯者数・再犯者率の状況	3
3 刑法犯検挙人員の年代別構成割合	5
4 刑法犯検挙人員の就業状況割合	6
5 子どもの非行状況	6
6 保護司会の状況	6
7 協力雇用主会の状況	7
8 更生保護女性会の状況	7

第3章 計画の基本方針・重点課題

1 基本方針	8
2 重点課題	8

第4章 再犯防止に関連する施策の展開

1 就労・住居の確保等	9
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	11
3 非行の防止・学校と連携した就学支援の実施等	13
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等	15
5 民間協力者の活動の促進等	16
6 地域による包摂の推進及び再犯防止に向けた基盤の整備等	18

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理	20
-----------	----

資料編	21
-----	----

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景（国・県の動向）

国の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年（285万3,739件）にピークを迎えましたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年（56万8,104件）には戦後最少を更新しました。一方で、令和4年の福島県内の刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は47.1%であり、再犯防止対策は極めて重要な治安課題となっています。満期釈放者をはじめ、犯罪をした者等¹は立ち直りに向けた様々な課題を抱えており、刑事手続き終了後も長期間にわたる支援が必要です。

このような状況の中、国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。これを受け福島県においても令和3年3月に「福島県再犯防止推進計画」が策定されました。

2 計画策定の目的

本計画は、罪を犯した者や非行のある少年等が地域社会で孤立することのないよう、「息の長い」支援に向け、国、地方公共団体、民間協力者、市民が一丸となって再犯を防止することにより市民の犯罪被害を防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すことを目的とします。

3 計画の位置づけ

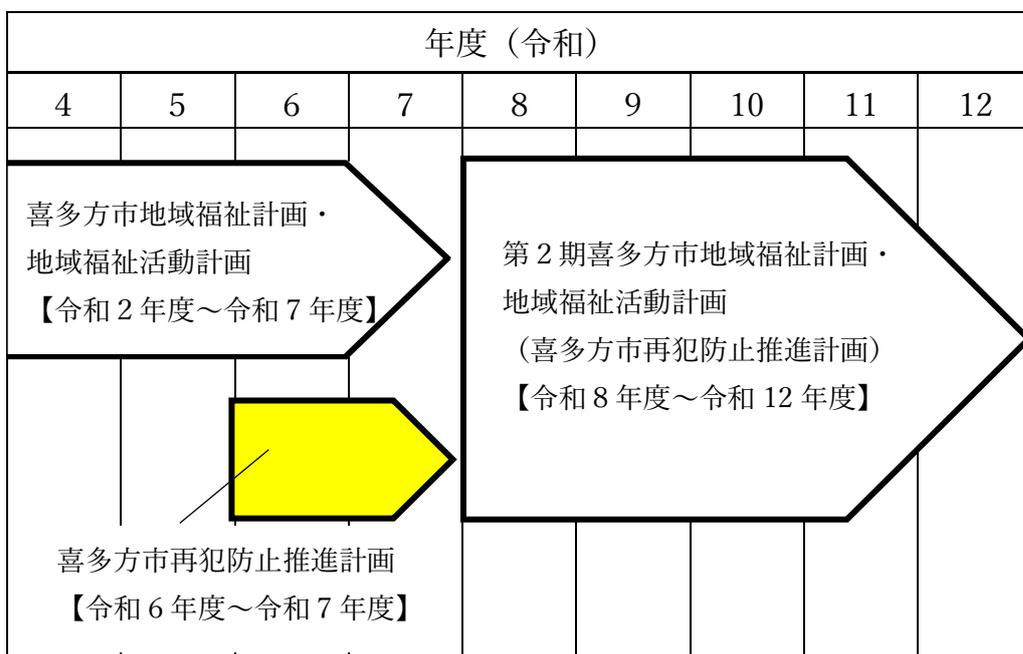
本計画は、法第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

¹ 「犯罪をした者等」とは、法第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者を指します。

4 計画期間

本計画期間は、令和6年度から令和7年度までの2年間とし、計画期間満了後は第2期喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画に本計画を盛り込むこととします。なお、再犯防止推進法などの関係法や国計画及び県計画の改正状況を踏まえ、必要に応じて計画期間を改定できることとします。

○喜多方市再犯防止推進計画及び喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画期間



5 計画の対象者

本計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者などで、本市において就労・住居の確保や保健医療・福祉サービス、就学等の支援を必要とする、困りごとを抱えた者としてします。

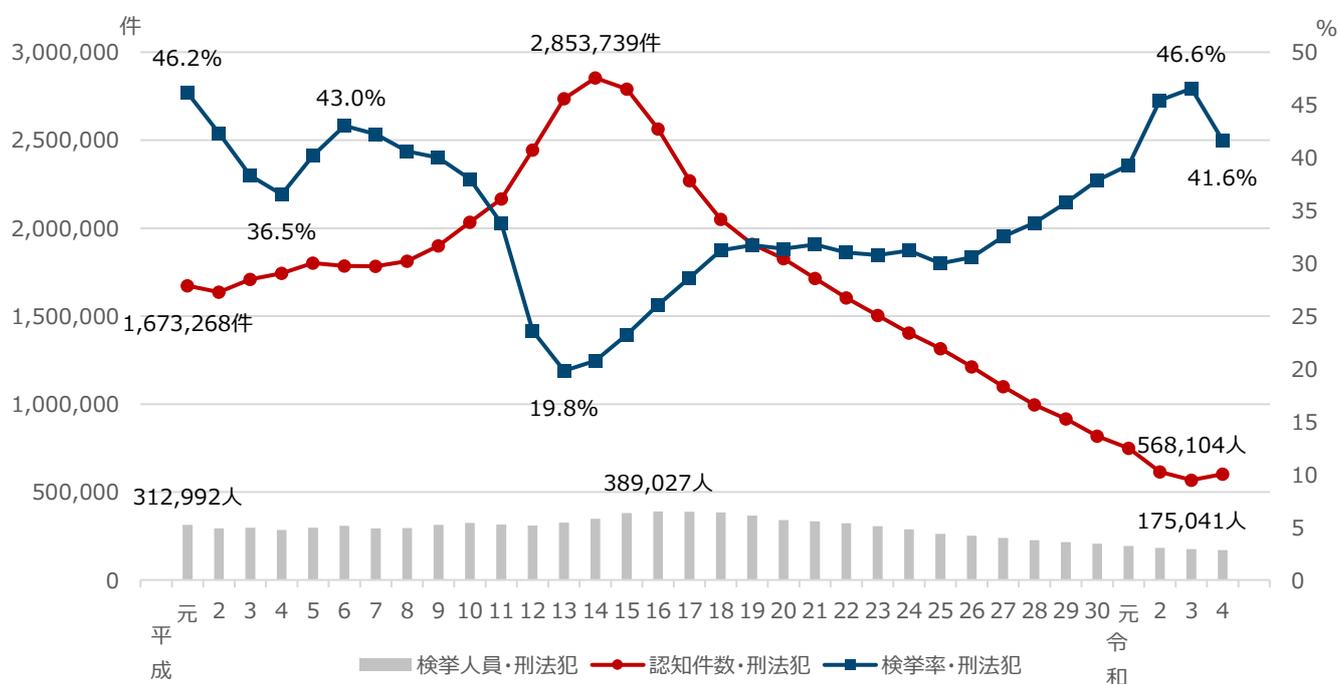
第2章 犯罪や再犯防止、更生保護を取り巻く状況

1 刑法犯認知件数・検挙人数・検挙率の状況

国の刑法犯の認知件数は平成8年以降毎年戦後最多を記録しており、平成14年には285万3,739件にピークを迎えましたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年には戦後最少を更新しました。

■刑法犯認知件数・検挙人数・検挙率の推移（全国）

【出典：令和5年犯罪白書（警察庁）】



2 刑法犯検挙人員中の再犯者数・再犯者率の状況

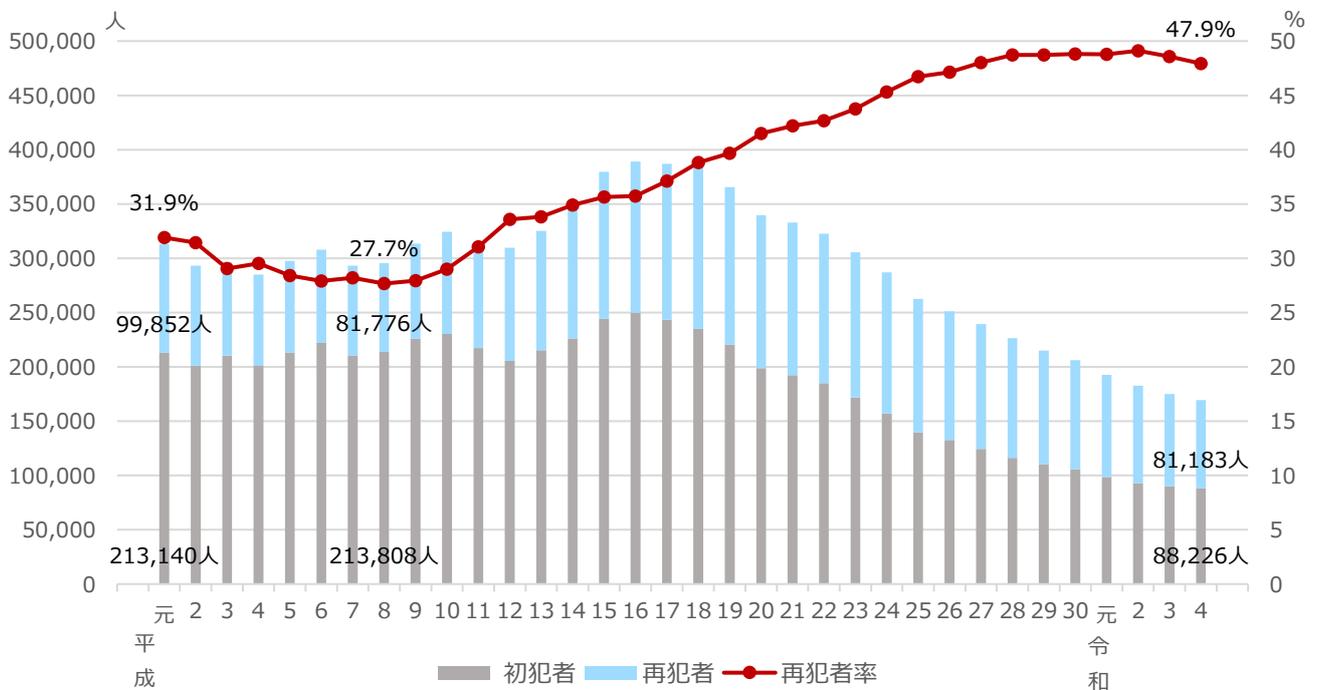
全国の刑法犯による再犯者の人員は、平成18年をピークに徐々に減少しています。その一方で初犯者の人員がそれを上回るペースで減少し続けているため、平成9年以降は再犯者率が上昇傾向にあります。

福島県内においては、刑法犯検挙人員が毎年2,000人前後で推移しており、検挙者数の約半数が再犯者となっています。

喜多方警察署管内においては、刑法犯検挙人員が令和元年以降40人前後で推移しており、再犯者率は令和2年以降徐々に減少している状況です。

■ 刑法犯検挙人員中の再犯者数・再犯者率の推移（全国）

【出典：令和5年犯罪白書（警察庁）】



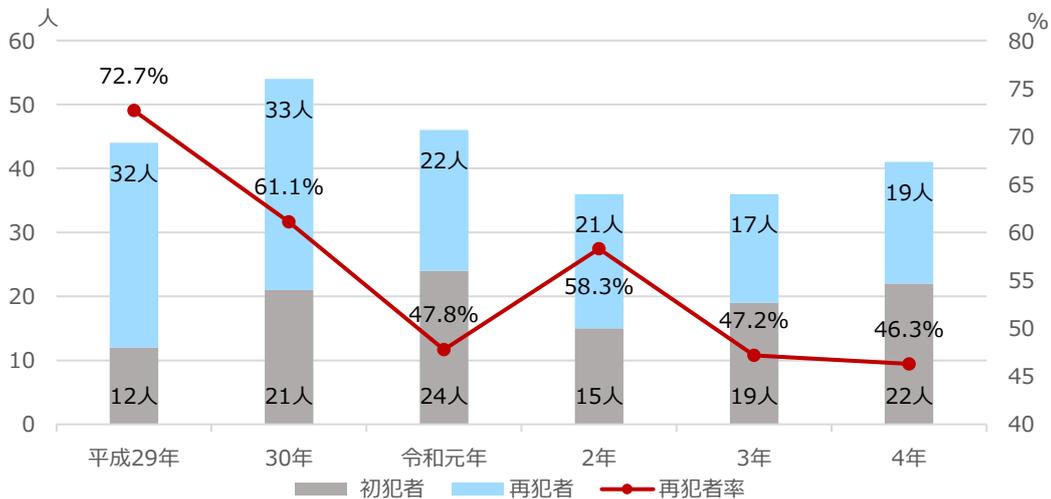
■ 刑法犯検挙人員中の再犯者数・再犯者率の推移（福島県内）

【法務省調べ（犯行時年齢が20歳以上の者）】



■ 刑法犯検挙人員中の再犯者数・再犯者率の推移（喜多方警察署管内）

【法務省調べ（犯行時年齢が20歳以上の者）】

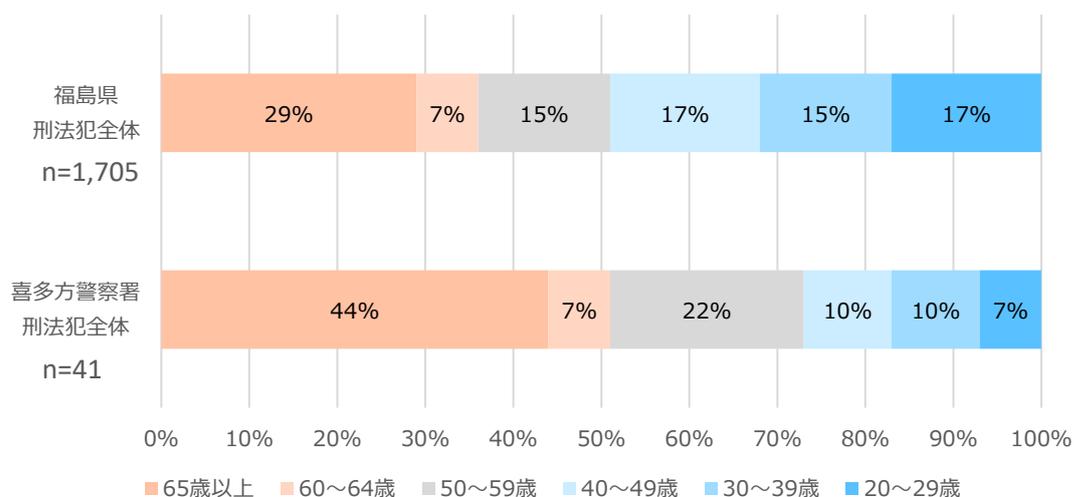


3 刑法犯検挙人員の年代別構成割合

令和4年刑法犯検挙人員のうち65歳以上の高齢者の割合が、福島県においては29%、喜多方警察署管内においては44%と高い状況です。

■ 令和4年刑法犯検挙人員の年代別構成割合（福島県内・喜多方警察署管内）

【法務省調べ（犯行時年齢が20歳以上の者）】

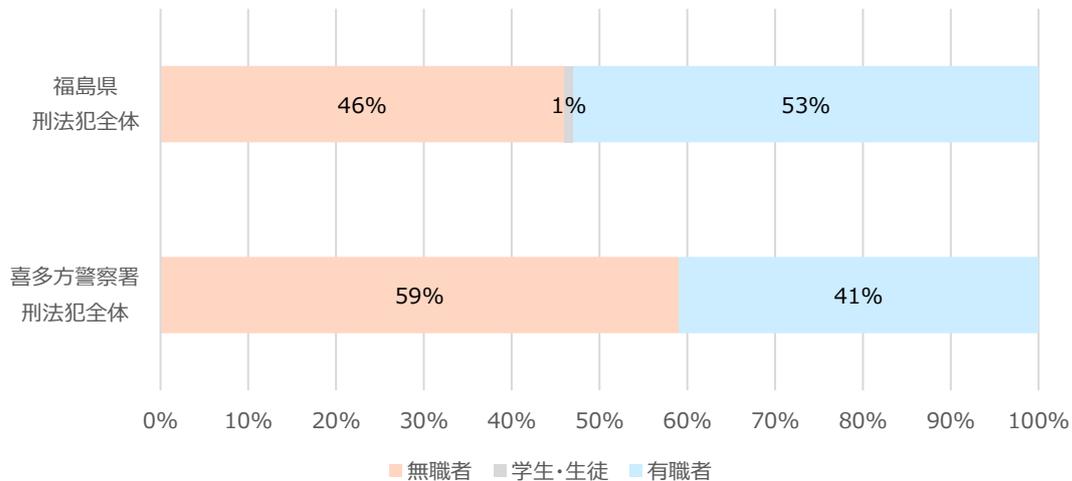


4 刑法犯検挙人員の就業状況割合

令和4年刑法犯検挙人員のうち学生・生徒を除く無職者の割合は福島県においては46%、喜多方警察署管内においては59%と半数に近い状況です。

■令和4年刑法犯検挙人員の就業別割合（福島県内・喜多方警察署管内）

【法務省調べ（犯行時年齢が20歳以上の者）】



5 子どもの非行状況

令和4年に少年院に入院した非行少年のうち、非行時に居住地が福島県である者は9人（男性7人、女性2人）という状況です。

また、非行時の身上については、保護観察中の者が9人中2名で約20%となっています。

6 保護司会の状況

喜多方地区（喜多方市、西会津町、北塩原村）における保護司の定員は45名となっています。令和6年6月1日現在の保護司数は48名で充足率は約106%となっています。

7 協力雇用主会の状況

犯罪をした者等の雇用に協力することで、自立や社会復帰の支援に取り組む「喜多方地区協力雇用主会」に令和6年6月1日現在で21社加入しています。

8 更生保護女性会の状況

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための支援活動などを行うボランティア団体「喜多方更生保護女性会」は令和6年6月1日現在で会員数が125名となっています。

第3章 計画の基本方針・重点課題

1 基本方針

本市は法や国の再犯防止推進計画、福島県再犯防止推進計画などにに基づき、以下のとおり基本方針を設定します。

◇基本方針1 関係者との緊密な連携協力

国及び県、民間の団体、その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」地域社会の実現に向けて取り組みます。

◇基本方針2 切れ目のない支援

国及び県との適切な役割分担を踏まえ、切れ目なく再犯の防止等の取組を推進するため、必要な支援を実施します。

◇基本方針3 犯罪被害者等の尊厳への配慮

犯罪被害者等の心情を理解することの重要性を踏まえ、再犯の防止等に取り組みます。

◇基本方針4 社会情勢等に応じた取組

犯罪及び非行の実態を踏まえ、民間の団体、その他の関係者から意見聴取するなどして、社会情勢に応じた再犯の防止に取り組みます。

◇基本方針5 広報活動と市民理解の醸成

再犯の防止等の取組について、分かりやすく効果的に広報などを行い、広く市民の関心と理解を醸成します。

2 重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 非行の防止・学校と連携した就学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂²の推進及び再犯防止に向けた基盤の整備等

² 誰もが取り残されることなく地域の一員として支えあうこと

第4章 再犯防止に関連する施策の展開

1 就労・住居の確保等

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職で、仕事に就いていない者の再犯率は仕事に就いている者の約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかとなっています。

また、国の第二次再犯防止推進計画によると、依然として、刑務所等からの満期釈放者のうちの約4割は適当な帰住先が確保されないまま出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるという実情を踏まえ、就労や住居確保のための相談・支援等を充実させる必要があります。

(2) 関連する主な施策

■ 生活困窮者への支援【社会福祉課】

自立相談支援機関である「喜多方市生活サポートセンター（喜多方市社会福祉協議会内）」では、生活に困窮する者に対し、多様な課題や問題の解決に向け関係機関と連携を図り、就労支援、就労準備支援などにより総合的かつ具体的な支援を行います。

■ 住居確保給付金の支給【社会福祉課】

離職等により経済的に困窮し、住居を失った者又は住居を失うおそれのある者に対し、就職に向けた活動を行うことなどを要件に、一定期間の家賃相当額（上限あり）を支給します。

■ 障がいのある者への就労支援【社会福祉課】

障害者総合支援法に基づく就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援）により就労に向けた訓練機会の提供や就労後の定着を支援します。

■ **障がいのある者への居住支援【社会福祉課】**

共同生活を営む住居（グループホーム）において、日常生活上の介護や援助を行うなど、障がいのある者が地域で安心して暮らすことができるよう支援します。

■ **協力雇用主制度・コレワーク等の周知促進【社会福祉課】**

犯罪等をした者等を雇用につなげ、立ち直りを支援するための協力雇用主制度やコレワーク（国：矯正就労支援情報センター）についての周知を促進するため、普及啓発に努めます。

■ **喜多方市シルバー人材センターへの支援【商工課】**

働く意欲を持っている高齢者のために、希望と能力に応じた就業の機会の提供を行っており、本市では運営補助をしています。

■ **雇用相談事業・職業訓練支援事業【商工課】**

喜多方市雇用相談センターでは、求職登録した者から現状と希望の求人条件を伺い、条件に合った求人情報の提供と紹介状の作成をしています。また、安定した職へ早期に就けるよう、就業に必要な技能や資格の取得にかかる費用を支給しています。

■ **市営住宅での受け入れ等【都市整備課】**

犯罪をした者等の適切な居住地の確保のため、市営住宅の募集状況などについて広報誌「広報きたかた」や市ホームページなどを活用し、情報提供を行います。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

(1) 現状と課題

国の第二次再犯防止推進計画によると、出所受刑者³のうち高齢者の2年以内の再入率は他の世代に比べて高く、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。また、大麻取締法違反の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割が30歳未満であるなど、若年層を中心とした大麻の乱用が拡大しています。

他にも高齢者、障がいのある者、生活に困窮する者、依存症（アルコール、薬物、ギャンブル）を有する者等の中には保健医療、福祉サービスの利用が必要な者が多く、有機的な連携のもと、機動的かつ継続的な支援を行う必要があります。

(2) 関連する主な施策

■ 生活困窮者への支援【社会福祉課】（再掲：P9参照）

■ 障がい者相談支援事業【社会福祉課】

障がいのある者やその家族などからの相談に対し、自立した日常生活や社会参加の促進を図るため、基幹相談支援センター（ウィズピア）を中心に総合的・専門的な相談を受け付けるとともに、福祉サービスの利用に向けた各種支援を行います。

■ 生活保護制度【社会福祉課】

生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、経済的な理由などにより生活に困窮している者に対して生活保護費の支給などを通して最低限度の生活を保障するとともに、就労支援や健康管理支援など自立に向けた支援を行います。

³ 仮釈放又は満期釈放若しくは一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者

■ 成年後見制度の利用促進【社会福祉課・高齢福祉課】

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な状態で犯罪をした者等が、介護サービスの利用手続きや日常的な金銭管理など、地域において自立した生活が送れるよう、中核機関機能を委託している喜多方市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の利用の促進を図ります。

■ 地域包括支援センターの運営【社会福祉課】

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けることができるよう、介護・福祉・保健・医療など、様々な面で支援を行うための総合相談機関を喜多方市社会福祉協議会に委託しています。喜多方地区に基幹的な役割を担う本所と、それ以外の日常生活圏域にサブセンター（4か所）を設置しており、高齢者やその家族の方等の支援に向けた相談に応じています。

■ 小口生活援助資金の貸付【喜多方市社会福祉協議会】

緊急かつ一時的に困窮している世帯が、資金の貸付けによってその後の生活の見通しが立つ場合であって、一時的に生活困難となった理由が所定の貸付対象理由に該当する場合に資金の貸付けを行います。

■ 民間回復支援施設（ダルク）や医療機関との調整支援【社会福祉課】

薬物依存症からの回復に向けた取組の中で、場合によっては民間回復支援施設（ダルク）へつなぐことで、継続的な支援を促します。本県では、磐梯DARCリカバリー・ハウスがその役割を担います。

治療が必要な者については医療機関につなぎ、支援します。

■ 薬物乱用防止教室事業【学校教育課】

学習指導要領に基づき、小・中学校の保健体育の授業において薬物乱用防止教育を実施しています。また、希望のあった小・中学校に対して薬物乱用防止教室（主催：会津喜多方ライオンズクラブ）を開催し、児童生徒の非行の未然防止に努めます。

■ 生活福祉資金の貸付【福島県社会福祉協議会】

生活困窮世帯、障がいのある者や高齢者の世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、具体的な利用目的に該当する資金の貸付け（無利子又は低利子）とともに、必要な生活再建の支援を行います。

3 非行の防止・学校と連携した就学支援の実施等

(1) 現状と課題

非行を行う背景には、規範意識の低下、社会とのつながりの希薄化、家庭環境の変化、貧困や虐待等の被害体験、集団的不良交友関係等様々な要因が複合的に生じているためと考えられます。非行を生まないためにも青少年の規範意識の向上、社会とのつながりの強化、世帯の抱える生活課題への支援が求められています。また、国の第二次再犯防止推進計画によると、全国の高等学校進学率は98.8%ですが、少年院入所者の24.4%、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学していない状況です。

非行の未然防止や青少年の健全育成のため、また非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰を果たすために、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して相談支援体制の充実や居場所づくり、必要な就学支援等の取組を行うことが必要です。

(2) 関連する主な施策

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【こども課】

保護者が就労等により昼間家庭保育が困難な小学校に就学している児童に対し、授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ります。

■ 子どもの学習・生活支援事業【こども課】

ひとり親家庭等の子どもが抱える特有の課題に対応するため、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供ができる居場所の運営を行います。

■ **心身の健康問題に対する支援【保健課】**

睡眠や休養、こころの健康に関する正しい情報の発信と知識の普及啓発について、広報誌「広報きたかた」や市ホームページ、各種教室・講座・研修等を通じて、広く市民に行います。また、相談窓口の周知を図り、利用を促進します。

■ **奨学資金の貸与【教育総務課】**

経済的理由により修学が困難と認められる等の要件を満たし、在学又は在学していた学校の長の推薦を受けた生徒に対し、篤志奨学資金貸付基金を活用し奨学資金を貸与します。

■ **情報モラル教育の推進【学校教育課】**

インターネット等の利用により加害者や被害者とならないよう、情報発信による他人や社会への影響、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味、情報には発信者の権利があることなど、具体的な事例に触れさせながら情報モラル教育を推進します。

■ **薬物乱用防止教室事業【学校教育課】（再掲：P12参照）**

■ **教育相談などの機能の充実【学校教育課】**

悩みを抱える児童生徒や保護者に対し、スクールカウンセラー等の専門職と連携した教育相談や個別支援を行います。

■ **青少年の健全育成支援【生涯学習課】**

「少年の主張大会」「市民総ぐるみあいさつ運動」などを実施するとともに、少年センター補導員事業や子ども会育成会の活動支援により、家庭・学校・地域が一体となった青少年の健全育成を図ります。

■ **生活福祉資金の貸付【福島県社会福祉協議会】（再掲：P13参照）**

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

(1) 現状と課題

出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）、属性別（高齢、女性、少年）に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々です。

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが必要です。

(2) 関連する主な施策

■ 人権相談窓口の設置【市民生活課】

就職差別やインターネット上での誹謗中傷、住居の確保が困難であるなどの人権問題の相談に対応します。

■ 地域包括支援センターの運営【社会福祉課】（再掲：P12参照）

■ 障がい者相談支援事業【社会福祉課】（再掲：P11参照）

■ 女性相談支援員の配置【社会福祉課】

女性相談支援員による電話相談や面談相談を実施するなど、女性の様々な悩みや問題の解決に向けた支援を行います。また、事案によっては適切な支援を行うため、関係機関との連絡調整を行います。

■ 福祉総合相談員の配置【社会福祉課】

近年の多様化・複雑化する様々な生活課題を抱える制度上は支援することが難しい者（制度の狭間にいる者）に対し、切れ目のない十分な支援を行うため、「福祉総合相談員」を配置し、各課・関係機関との連携・コーディネートを行います。

■ **こども家庭センターの運営【社会福祉課】**

安心して子育てできる環境づくりを推進するため、妊娠期から出産・子育て期における様々な相談に対応します。

■ **教育相談などの機能の充実【学校教育課】（再掲：P14参照）**

5 民間協力者の活動の促進等

(1) 現状と課題

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いものです。こうした民間協力者の活動は、SDGs に掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップ⁴を体現し、「持続可能な社会」・「インクルーシブな社会⁵」の実現に欠かせない尊いものでもあり、社会において高く評価されるべきものです。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安心した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても欠くことのできない存在です。

民間協力者が果たす重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要があります。

また、民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要があります。

⁴ 官民双方の様々なステークホルダー（関係者）が自発的かつ協調的に、共通の目的達成のために具体的な作業を共同で行う関係

⁵ あらゆる人が排除されない社会

(2) 関連する主な施策

■ 喜多方市防犯協会への支援【危機管理課】

犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会を目指し、市民の防犯意識の高揚・啓発を図ることを目的として喜多方市防犯協会に対し、啓発活動、防犯パトロール等を実施するための補助金を交付します。

■ 更生保護活動団体への支援【社会福祉課】

広報誌「広報きたかた」や市のホームページにおいて、民間協力者（保護司会、更生保護女性会等）の活動の周知等を行います。また、負担金により喜多方地区保護司会の活動を支援します。

■ 民生委員・児童委員による相談・支援【社会福祉課】

市民の身近な相談相手として、また市民と行政をつなぐパイプ役として、見守り活動等中心的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を推進します。

■ 社会を明るくする運動【社会福祉課】

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。本市では、犯罪をした者等の立ち直りを見守り、支えていく地域づくりに向け、保護司会や更生保護女性会をはじめ、地域の関係団体等と連携・協力し、7月の強調月間及び再犯防止啓発月間等の機会を通じて、犯罪をした者等の更生について市民から理解を得られるよう、広報・啓発活動を行います。

○本市での社会を明るくする運動取組事例（令和5年度）



街頭宣伝活動出発式の様子



こども園ぬり絵展示

6 地域による包摂の推進及び再犯防止に向けた基盤の整備等

(1) 現状と課題

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となります。

また、再犯の防止等の関係機関における体制の整備、再犯の防止等に関わる人材の育成や官民の関係者・関係機関の相互理解などの取組を進める必要があります。

(2) 関連する主な施策

■ 広報誌等を通じた理解促進【社会福祉課】

広報誌「広報きたかた」や市のホームページにおいて、民間協力者（保護司会、更生保護女性会等）の活動を紹介し、市民の理解促進を図ります。

■ **民間協力者や更生保護関係機関等との連携【社会福祉課】**

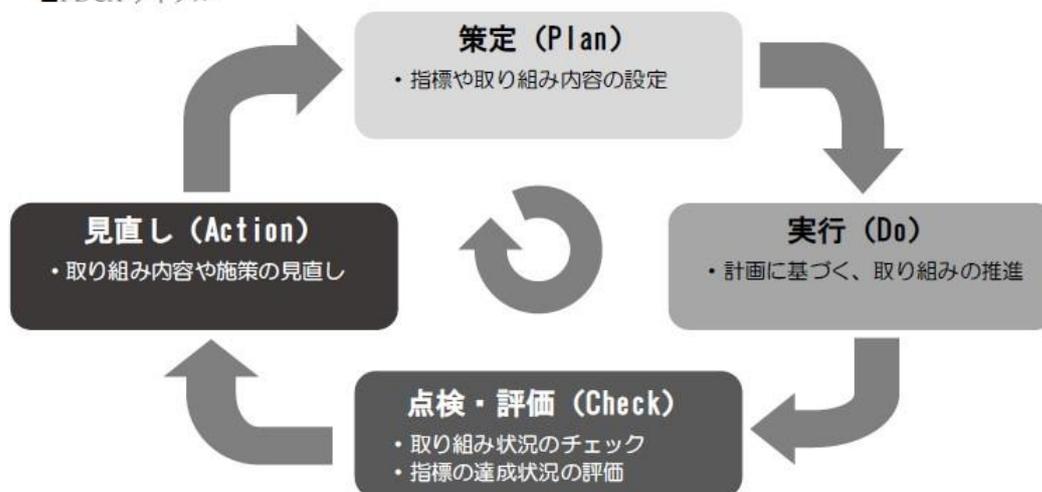
犯罪をした者等の立ち直りを支える、保護司会や更生保護女性会等の民間協力者をはじめ、更生保護関係機関と連携し、継続的に情報共有、意見交換に努めます。

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理

就労、住居、福祉、防犯、非行防止等に携わる市の関係部署間の十分な連携を図るとともに、関係機関との連携協力のもと、再犯防止に係る取組を総合的に推進します。推進にあたっては、「喜多方市地域福祉計画推進協議会」での意見交換・情報共有を継続的に進めます。

■PDCA サイクル



資料編

再犯の防止等の推進に関する法律 概要 (出典：法務省)

1. 目的 (第1条)

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義 (第2条)

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念 (第3条)

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務 (第4条)

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等 (第5条)

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間 (第6条)

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等 (第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第14条)
- 5 住居の確保等 (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助 (第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務



喜多方市再犯防止推進計画
令和6年度～令和7年度

発行年月：令和6年 月

編集・発行：喜多方市保健福祉部社会福祉課
〒966-8601

喜多方市字御清水東 7244 番地 2

TEL：0241-24-5257

FAX：0241-24-5286

